

平成26年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成26年6月16日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸	副町長 森澤光則	教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁	町づくり推進課長 青井義和	
産業振興室長 中村茂弘	町民課長 羽場幸春	
農林課長 小平春幸	建設課長 武重栄吉	観光課長 今井一行
教育次長 宮坂 晃	会計室長 市川清子	
たてしな保育園園長 中谷秀美	総務課長補佐 遠山一郎	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時20分

(午後1時30分 開議)

議長（滝沢寿美雄君） ご苦労さまでございます。これから本日、6月16日の会議を開きます。報告します。本日の会議における蓼科ケーブルビジョンの撮影を議場固定カメラから撮影することを許可してあります。

追加議案取り扱いについて、橋本 昭 議会運営委員長より報告願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

こんにちは。議会運営委員長の橋本です。

本日、町長より、議案第57号 工事請負変更契約の締結についての議案追加があり、本日議会運営委員会を開催し、案件の取扱方法について検討した結果、本日審議することとの結論に達しましたので、ご報告いたします。

以上で終わります。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日の議事日程で追加議案の審議をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日の議題とすることに決定をしました。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第44号～日程第16 陳情第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第16 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書までの16件を一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。西藤 努総務経済委員長、登壇の上、願います。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

それでは、総務経済常任委員会付託案件審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例改正8件、補正予算3件、請願1件の12件であります。

内容につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、6月6日に付託された標記案件を審査するため、平成26年6月10日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりであります。

(1) 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(2) 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

新たに割引率を設定して、現在の期間券を廃止し、プリペイドカード方式の回数券に変更のため、改正との説明を受け、お客様への丁寧な説明と利用方法等の周知を要望し、全会一致で可決しました。

(3) 議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(4) 議案第47号 立科町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(5) 議案第48号 立科町下水道条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(6) 議案第49号 立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(7) 議案第50号 立科町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(8) 議案第51号 立科町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
全会一致で可決しました。

(9) 議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算(第1号)について
歳入全款、歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費(戸籍住民基本台帳費を除く)、【5款】農林水産業費、【7款】土木費、【8款】消防費、【10款】災害復旧費、【12款】予備費。

歳入について、町税では、固定資産税で現年度分の課税実績及び徴収見込みによる増収、また雪害による農業施設災害復旧に伴う特別交付税及び県補助金の増額、使用料では、コミュニティ館使用料について条例改正に伴う見直しによる増額であるとの説明を受けました。

歳出について、主なものは、【2款】総務費では、総務管理費で庁舎内の防犯監視

カメラの更新経費、企画費で索道事業あり方研究会議に係る調査費及びコミュニティ助成事業採択による増額、コミュニティ費で期間券から回数券への移行に伴うプリペイドカード導入に伴う増額、【5款】農林水産業費では、農業費で野生鳥獣対策に係る調査機材購入費、経営体育成交付金の増額、【7款】土木費では、土木管理費で樽ヶ沢地籍町有地の残土置き場造成工事費及び有料道路利用者負担軽減事業経費、道路橋梁費で除雪に伴うガードレール等、安全施設の補修、修繕料、下水道費で下水道事業特別会計の繰出金の減額、【8款】消防費では、消火栓の交換工事費、地域防災計画修正業務委託料、防犯灯の新規要望に係る経費、防犯情報通信設備事業による野外放送設備を整備するための調査、基本設計委託料の増額、【10款】災害復旧費では、雪害による農業用施設の撤去、修繕及び再建に伴う支援事業費の補正との説明を受け、【12款】予備費を含め、全会一致で可決しました。

(10) 議案第53号 平成26年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

全会一致で可決しました。

(11) 議案第54号 平成26年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について
収益的収入及び支出では、消火栓修繕工事に伴う補正、資本的収入及び支出では、道路改良に伴う配水管布設がえによる補正との説明を受け、全会一致で可決しました。

(12) 請願第1号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書提出を求める請願

全会一致で採択しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、橋本 昭君。

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。

総務経済委員長に質問いたします。

議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、この改正内容は、期間券の廃止という思い切った改正ではありますが、町民の皆様には十分わかりますような審議経過をご説明いただきたいと思います。

議長（滝沢寿美雄君） 西藤委員長。

5番（西藤 努君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

住民福祉施設として、平成10年開館以来、権現の湯として多くの皆さんに親しまれておりますが、平成14年度より収支バランスが保てない状況が続いている現状があり、社会情勢の変化も鑑み、当委員会は、今後の維持・継続の観点から改正に資するか否

か、次の観点から議論しました。

まず、1番としまして、建設16年の経過は、今後老朽化対策が大きな課題となる。2つ目としまして、町民の皆さんの町民益及び利用増を図る内容となっているか。3番としまして、期間券廃止については、利用者の皆さんに丁寧な説明と理解を得なければならない。4番としまして、改正実施後の経過を見た中で、必要に応じ改善を図るとの観点から議論してまいりました。

以上から、本委員会は改正を認め、来館者皆さんには利用方法の丁寧な説明を要望し、可決したものです。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

社会文教観光常任委員会審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

2. 審査経過

本委員会は、6月6日に付託された標記案件について、6月9日及び12日、常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第1号）について

歳出のうち、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費）、【3款】民生費、【4款】衛生費、【6款】商工費（2項観光費）、【9款】教育費

【3款】民生費

社会福祉費では、臨時福祉給付金等に係る事業費、児童福祉費では、保育所施設の修繕料の補正との説明を受けました。

【4款】衛生費

予備費では、主に風疹の予防接種費用の助成に伴う補正との説明を受けました。

【6款】商工費

観光費では、人事異動に伴う人件費の補正及び各所の丸太ベンチの更新費用との説明を受けました。

【9款】教育費

教育総務費の事務局では、小中学校教室天井扇風機の設置工事費、就学相談事業に係る知能検査用具の購入費、小学校費及び中学校費では、人事異動に伴う人件費等の補正、パソコン用増設メモリ等の購入、社会教育費では、ふるさと交流館展示物等の

整備経費が補正事業となったことによる予算の組み替えが主なものと説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について

人事異動に伴う職員給与費の補正が主なものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 陳情第2号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書提出に関する陳情書

全会一致で採択しました。

(4) 陳情第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書

全会一致で採択しました。

(5) 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書

全会一致で採択しました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(滝沢寿美雄君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[(なし) の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで議事整理のため、暫時休憩とします。再開は14時10分からです。

(午後1時48分 休憩)

(午後2時10分 再開)

議長(滝沢寿美雄君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、橋本 昭君からお手元に配りました修正の動議が提出されています。これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。橋本 昭君、登壇の上、説明願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番(橋本 昭君) 7番議席、橋本 昭です。

地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてに対して

の修正動議を行います。

条例の改正の内容、修正案は、お手元に資料がご提示されておりますけれども、町からの提案の一部を改正する改正の内容について、新たに年間券、半年券、3カ月間券を、さらに再度それを入れ込むというような内容のものでございます。

それでは、私のほうから、なぜ提案をするかの説明をさせていただきます。

町提案の改正条例については、本議会質疑にて議論を行っております。所管の総務経済委員会にて慎重審議され、ただいま、先ほど委員会にて採択されたとの委員長より報告されました。

しかしながら、今般の改正については、余りにも唐突な改正内容であり、委員会付託案件といえども、回数券の運用方法等を含めて、議会にて十分な審議がされていないと私は考えております。

また、今般の期間券の廃止、50回、100回、200回のプリペイドカード方式の回数券の新設提案は、1日入館券と期間券の料金の割安感からの不公平性の是正と利便性の向上との説明でありました。

そして、不公平性の根拠として、期間券の1回当たりの使用料が利用者の利用状況により異なりますが、1回当たり107円から230円と計算し、1回券400円と比較し、割安との判断をしております。

しかしながら、そもそも期間券、また新たに設定される回数券も、何のために発行するのかといえば、販売促進策並びに利用者への優遇策として割引率を50%とするのか30%とするのか等、利用者のニーズ等を勘案し、政策判断の上、発行するものであり、その不公平性を議論すること自体が不可思議であります。

これに似た施策として、町の索道事業において、1日券3,800円に対してシーズン券、すなわち期間券と同じものでありますが、料金は10回分の3万8,000円で発行しております。これが不公平と、誰が言うのでしょうか。

本日350万人の入館者が達成されたとの情報がありますが、25年度実績で、温泉館をこよなく愛される町民の約7%に相当される530人余の皆様は、福祉施策としての期間券利用により福祉利益を享受されております。期間券を利用することにより、温泉館に損失を与えるというならば廃止もやむを得ませんが、そのようなことは当然考えられません。一方、期間券の廃止は、町民益を損なうとも言えます。

そこで、町提案の期間券の廃止という急激な改正ではなく、激変緩和措置としての意味を含めて、新設される回数券の使用料と同額に値上げした期間券を残し、利便性の向上を図る回数券の新設をする修正案を提案するものであります。

これにより、期間券は、1年間の有効期間で、本人限り、回数券は、2年間有効で、ファミリーほかどなたでも利用でき、利用者は双方のメリット、デメリットを勘案し、利用者の事情に即して券を選択でき、より利便性がさらに向上するものと考えます。

さらに、今後福祉施設としての温泉館の経営維持のためには、さらなる使用料改正

も検討する時期が来ると考えられ、その間、利用者の皆様が期間券、回数券のいずれかを選択されるかなどの利用者の動向が把握でき、今後の使用料改正等においての一助にもなると考えます。

条例の改正のよしあしは、最終的には町民の皆様がご判断されるものでありますが、ご審議の上、何とぞご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上で提案説明を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） これから修正案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案または修正案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案または修正案に賛成者の発言を許します。8番、山浦妙子君、登壇の上。

〈8番 山浦 妙子君 登壇〉

8番（山浦妙子君） 8番、山浦妙子です。

今回、議員発議として橋本議員から修正提案されました議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の修正について、賛成の立場で討論を行います。

期間券で、昨年度は約7%、536人の皆さんがご利用いただき、好評を得ているこの制度であります。今回、町からの提案は、この期間券を廃止し、プリペイドカード回数券に移行する提案であります。

私は、4月にありました全協の中で、この問題が説明された以後、値上げの背景を町民の皆さんに説明しながら、町民の皆さんの声を聞いてきました。値上げはやむを得ないと理解を示す一方、期間券を利用されている方からは、ぜひともこの期間券を残しておいてほしいという要望もところどころでお聞きすることができました。

同僚議員の指摘に同意し、低価格フリーパスで利用できる値上げした期間券と回数券の併用提案は、利用者の選択の幅を広げるといふ、利便性を高めるといふ面からも、大変喜ばれるのではないかと考え、賛成するものです。

なお、町民に対するプレミアムについては、買い求めるときの町民の身分証明書の提示が求められることが必要となり、事務の煩雑さなどから利用抑制につながることも考えられるなどのことから、不要と考えるものであります。

橋本議員の修正案に対して、私は賛成いたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありますか。原案、修正案、両方ですので。委員長

のも含めてです。3番、小宮山正儀君、登壇の上、願います。

〈3番 小宮山 正儀君 登壇〉

3番（小宮山正儀君） 3番、小宮山正儀です。

定例会に提案された全議案について、賛成の立場で討論いたします。

温泉施設設置及び管理に関する条例の一部改正は、使用料の不公平の是正を旨としての改正である。現在の期間券は、特別券としての扱いであり、本来であれば1回券であるべきである。期間券を回数券、50回券、100回券、200回券とする、さらにプリペイドカード方式により利便性を図るとする改正である。この改正に至るまでは、温泉館開所よりさまざまな考え方があつた中で今日に至り、使用料についても、その都度議論されてきた。

また、温泉館の経営においては、ぎりぎりまでの改善をしてきた上の改正である。総務経済委員会としては、さまざまな案があつた中で、けんけんがくがく議論をし、検討をした結果、原案での改正に賛成するものである。

消防団員の定員関係につきまして、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正は、消防団員の定員400人を300人とする改正である。現在の団員数は370人余りであり、中途での入団なども考慮し、現状に合わせた改正であり、賛成する。

そのほかの条例改正は、地方税制の改正、施行令による改正、また利用料徴収を明文化するための改正によるものであり、賛成する。

平成26年度一般会計補正予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1億4,624万2,000円追加し、44億9,124万2,000円とする。

歳入は、実績見込みが主なものであり、県支出金及び財産収入などによる補正である。

歳出では、企画費ではコミュニティ助成事業の助成3地区へ、土木管理一般経費では、道路改良などで生じる残土の有効利用を図るため、樽ヶ沢道路沿いの町有地の残土処理場造成費用など、交通安全施設整備経費では、3月の大雪による除雪に伴うガードレールなど損傷箇所の修繕料、社会資本整備総合交付金では、町道平林真蒲線改良工事に伴う水道工事の負担金、防災関係経費では、地域防災計画修正の経費、防災情報通信設備整備事業経費では、町内全域調査費用を計上、教育振興費では、地球温暖化で30度を超える日が多くなり、小中学校全教室天井などへ扇風機の設置をすることにより快適な学習環境にしたいとのことである。農業施設災害復旧では、豪雪による倒壊したハウスなどの撤去費、修繕及び再建の費用である。その他は、必要経費、実績見込みなどに基づく補正であり、賛成する。

「集团的自衛権」行使容認をしないように求める意見書は、憲法を変えずに、内閣の解釈を変更することで、他国のために海外で武力行使をする道が開かれようとして

いるため、これまでの政府見解を堅持し、解釈変更による集団的自衛権の行使を容認をしないよう求める意見書を提出することについては、必要であると考え、賛成する。
以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに賛成討論はありますか。10番、宮下典幸君。

〈10番 宮下 典幸君 登壇〉

10番（宮下典幸君） 10番、宮下でございます。

私は、賛成の立場で討論いたします。

今回の定例会に提出されました議案については、町の重点目標の執行に向けてのソフト、ハード面からの対応がなされておまして、一定の評価をいたしますが、議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、温泉館使用料の期間券を公平性、利便性の観点から廃止し、回数券で対応する改正案であります。

これに対して、先ほど橋本議員から、回数券、期間券、併用方式の修正案が提出されましたが、私も、この期間券の本来の目的は十分理解できるわけですが、当施設はここ数年赤字経営で、財政面からも改正が必要であり、町側の改正も、さらに議論する必要はあると思うが、今回はやむを得ないと判断し、利用者への説明、利用者増につながることを期待するものであります。

また、一般会計補正予算の小中高教室への扇風機設置であります。昨今の時代、扇風機よりエアコンという声がありましたが、設備費やランニングコストを考えれば、これもやむを得ないと判断いたしました。

以上、厳しい財政状況の中、今回の議案は一応総合的に理解できる案件であり、町発展、魅力ある町づくりを期待し、賛成討論といたします。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから、日程第1 議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

まず、本案に対する橋本 昭君から提出された修正案について起立によって採決します。この修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

起立少数です。したがって、橋本 昭君から提出された修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

長坂事務局長、確認願います。

起立多数です。したがって、議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第8 議案第51号 立科町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの6件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 立科町生活排水共同処理施設条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第51号 立科町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの6件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第12 議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 平成26年度立科町一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第55号 平成26年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 請願第1号 憲法解釈の変更による「集团的自衛権」行使容認に反対する意見書提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択に決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第1号 憲法解釈の変更による「集团的自

衛権」行使容認に反対する意見書提出を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第14 陳情第2号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書提出に関する陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり採択に決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第2号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書提出に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第15 陳情第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第17 議案第56号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第17 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設置についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小宮山町長、登壇の上、説明願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、立科町から排出される可燃ごみについては、旧望月町、浅科村、北御牧村と

当町で設立をいたしました川西保健衛生施設組合で処理をしております。佐久市、軽井沢町では、佐久市・軽井沢町清掃施設組合で処理をしております。また、御代田町は、民間業者委託により事業を行っております。

両施設ともに供用開始から30年以上経過し、施設の老朽化が進んでおります。この課題の解決のために、平成21年に佐久市から広域処理をしていく呼びかけがありまして、議会と相談の上、この呼びかけに応じていくことになり、今日まで佐久市、軽井沢町、御代田町と協議を重ねてまいり、去る5月19日の首長会議におきまして、組合設立への合意が確認されましたので、本日、佐久市・北佐久郡環境施設組合の規約を提案させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（滝沢寿美雄君） 羽場町民課長。

町民課長（羽場幸春君） 最初に、詳細説明を申し上げる前に、本規約に関する組合設立理由書や運営の経費に係る組合設立前の佐久市負担分の清算における実績割の考え方につきましては、6月5日の議会全員協議会でご説明申し上げたとおりでございます。

それでは、申し上げます。

議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定により、別紙のとおり規約を定め、佐久市・北佐久郡環境施設組合を設置することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 ページおめくりください。

佐久市・北佐久郡環境施設組合規約（案）、この規約は、第1章の総則から第5章の雑則までとなっております。

第1条では、組合の名称として、佐久市・北佐久郡環境施設組合と言います。

第2条では、組合を組織する団体として、1市3町名を組織市町としています。

第3条では、組合の事務として、ごみ焼却施設の管理運営についての共同処理事務内容を掲げ、第4条では、組合事務所を佐久市役所内に置くとしています。

第5条では、組合議会の組織及び議員の選挙方法を上げ、議会定数は16人とし、組織市町ごとの定数は次のとおりであります。立科町2人、佐久市8人、軽井沢町4人、御代田町2人。

第6条では、組合議員の任期及び失職について定めております。

第7条では、組合議員に欠員が生じたときの補欠選挙について定めております。

第8条では、組合の執行機関の組織及び選任の方法を定め、組合長1人、副組合長4人及び会計管理者1人を置くこととし、2項、3項、4項については、それぞれ選任の方法を掲げて、5項では、組合長に事故があるときの職務代理を定めております。

第9条では、組合長及び副組合長の任期について定め、第10条では、組合に職員を置き、組合長による任免とし、第11条では、組合に監査委員2人を置くこととし、2項、3項で、その選任方法及び任期をうたっております。

第12条では、組合の経費の支弁の方法について、2項で、組織市町の分担金の額の算出とその割合について、別表に掲げております。

第13条、その他として、規約に定めるもののほか、必要な事項については、組合議会の議決を経て、組合長が別に定めるものとしております。

附則として、この規約は、平成26年10月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設置についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設置については、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第57号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第18 議案第57号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） 議案第57号 工事請負変更契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書のほうをごらんいただきたいと思います。

工事請負変更契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり請負変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。

1、契約の目的、2、工事箇所、4、契約の相手方につきましては、従来どおり変更はございません。

3、契約金額でございますが、変更前5,346万円、変更後5,250万9,600円となります。

本件につきましては、平成25年度繰越明許を行い、社会資本整備総合交付金事業で実施をしております。

町道中原大深山線改良工事請負契約の変更について、議決をお願いするものでございます。

内容は、工事進捗に伴う増減でございますが、減額としましては、道路側溝についてU字溝全面から雨水を集水できるコンクリート製ふたから、十分集水機能のあるU字溝に変更をいたします。コンクリート製ふた部分が従来から見ますと、2分の1ということになります。

増額につきましては、軟弱な地盤箇所があり、地盤強化のため、砕石に入れかえ、また学校より要望があり、児童生徒の安全確保のため、保安員の配置によるものが主なものでございます。

増減差し引き95万400円の事業費減となり、契約金額を変更する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であることから、ご提案を申し上げるものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 認定第2号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第19 認定第2号 立科町町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） 先日は大変お忙しい中、本案に関する現地視察をいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、認定第2号 立科町町道路線の認定について、提案の説明をさせていただきます。

道路法第8条の規定により、次の路線を立科町の町道として認定いただくものでございます。

路線番号64、これは1級町道の区分となります。路線名、夕陽の丘公園線、起点及び終点ですが、大字芦田八ヶ野字蓼科牧場西1060先から、同蓼科麦草2055先まででございます。最大幅員23.6メートル、最小幅員7メートル、延長5,253.4メートルでございます。

以上、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、森本信明君。

2番（森本信明君） 2番、森本です。

過日、現地調査をいたしました。その際に修繕箇所等がまだあるというようなことで説明がありましたけれども、それらについてはいつごろまでで修繕が終わるのか、それと除雪の関係は多分町道ということになりますので、町が対応するのか、その2点についてお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） 武重建設課長。

建設課長（武重栄吉君） お答えいたします。

修繕については、主にガードレールでございますが、現在、発注されている予定とお聞きしております。佐久建設事務所の維持、北部事務所のほうで発注予定になっているということでございます。当然、年度内には完了する予定でいるということでございます。

それから、一番の懸案事項というのは、除雪費でございますけれども、県のここ5年ほどの当該路線に関する経費を見ますと、平均270万ほどだそうでございます。ほかにも当然、今後、町の維持管理が生じてくるわけですが、一応年間200万程度と、ここ数年で県のほうもほとんど維持修繕のほうを、舗装から何から全部やっただいておりますので、当面はそういう維持修繕のほうはかからないと思っておりますけれども、一応年間400万ちょっとかかるのかなという予想はしております。

しかしながら、交付税等の試算をしてみますと、600万程度増額になる見込みということでございますので、当面の間は、維持管理費はそれで賄えるのかなという試算をしております。

以上ですが。

議長（滝沢寿美雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、認定第2号 立科町町道路線の認定についてを採決をします。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号 立科町町道路線の認定については、原案のとおり認定されました。

◎日程第20 発議第3号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第20 発議第3号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 発議第3号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月16日提出。

提出者 立科町議会総務経済常任委員会委員長西藤 努。

憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書。

記

安倍内閣は有識者懇談会の報告書を受け記者会見を開き、「集団的自衛権行使容認の必要性」を改めて訴えました。憲法を変えずに、内閣の解釈を変更することで他国（同盟国）のために海外で武力行使する道が開かれようとしています。

安倍内閣は「我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき、限定的に集団的自衛権を行使する事は許される」として「限定的」であることを強調し、自衛のための必要最小限度の実力行使が認められているとして、この中に集団的自衛権を含めようとしています。ここに大きな問題があります。

すなわち、これまでの政府の解釈である「必要最低限度の実力行使」は、日本への直接攻撃を前提としており、日本の自衛隊は「専守防衛」を目的として強化されてきました。集団的自衛権は「直接攻撃されていないのに、同盟国への攻撃に対して反撃する権利」であり、限定的であれ行使が認められれば憲法9条の縛りはなくなります。『我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性がある時』といった条件をつけたとしても、時の政府の判断で、どこまでもその範囲を広げ行使ができることとなります。集団的自衛権はアメリカなど大国の軍事介入の口実として使われてきた歴史があり、日本が行使を容認すれば、米国が「自衛」の名目で武力行使をしようとするときに、自衛隊の派遣を求められる可能性が高まります。

戦後日本は、武力行使による戦争や紛争に巻き込まれることなく、一人の戦死者も出ることなく繁栄を築いてきましたが、日本国憲法の『戦争放棄』の精神が後ろ盾となっていたからであります。「日本は戦争をしない国」として世界から評価され信頼が築かれてきたのであります。

今国民の多数は、『憲法改正ではなく、解釈変更による集団的自衛権の行使容認』に反対しています。憲法改正を認める人々からも、異論が出ています。国会で議論することもなく、内閣の決定一つで、日本の国のあり方を根本から変える集団的自衛権行使容認は『憲法が国家権力の恣意的乱用を規制する』立憲主義を否定し、国民主権をないがしろにするものと言わなければなりません。

よって、当議会は、政府に対して、これまでの政府見解を堅持し、『解釈変更による集団的自衛権行使容認をしないよう』求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成26年6月16日、長野県立科町議会議長滝沢寿美雄。

内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣宛て。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。5番、西藤 努君。

〈5番 西藤 努君 登壇〉

5番（西藤 努君） 5番、西藤です。

現在、国会において、また政府においても、憲法解釈の変更による集団的自衛権の範囲について、今議論されております。

したがって、曖昧な部分があり、また戦争に導くという一つの大きな危惧もある中で、当議会としては、これに対して反対をお願いしたいというものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号 憲法解釈の変更による「集団的自衛権」行使容認に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 発議第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 発議第4号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 発議第4号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月16日提出。

提出者 立科町議会社会文教観光常任委員会委員長土屋春江。

地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書。

記

現在通常国会で審議されている「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、地方教育行政法）の「改正」案は、日本国憲法にもとづく教育制度の柱である「教育委員会制度」を住民の手から奪うものである。

「改正」案の内容は、①教育行政の基本的方針となる「大綱」は、首長が主宰する「総合教育会議」で教育委員会と協議して首長が策定する。②教科書採択や個別の教職員人事などは教育委員会の「専権事項」とするが、同会議で議論することも可能とする。③教育委員長と教育長を統合した新「教育長」を設け、首長が直接任命する（任期3年）。④生徒の安全など緊急の場合に限られている文科相の「是正指示」について要件を緩和し国の関与を強めるというものである。

現在の教育委員会制度の根幹は、“その地域の教育行政は、住民の代表である数人の教育委員の合議によって決定する”ことであり、戦後の民主主義の一端である。また、教育は、首長の政治的な考え方に左右されてはならず、かつ教育は多様な価値観を含む「文化的な営み」であり、政治的介入はできる限り抑制的であるべきというのが憲法精神である。

戦後1948年に発足した当時、教育委員は公選制で、会議は公開、専門的な教育長を任命し、教育予算や教育条例の原案作成・送付権などをもっていた。いま必要なのは、住民・保護者・教職員・各分野の専門家などが参加する、開かれた民主的な教育委員会にすることである。私たちが望んでいるのは、首長の政治的意見で左右されない教育行政であり、子どもをまん中にして住民目線で仕事をする教育行政である。

今、子育てや教育にかかわるすべての関係者が、子どもの命と成長・発達を大切にしたいという願いで共同しあうこと、そして知恵を出し合って、さまざまにとりくみをしていくことが必要になっている。そして、子ども、保護者、教職員、住民に関かれ、信頼

される「教育委員会制度」にすることこそ必要である。そのため以下の点を強く要請する。

記

1. 今回の「地方教育行政法改正案」は、廃案にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成26年6月16日、長野県立科町議会議長滝沢寿美雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋春江です。

ただいま局長の朗読のとおりでございます。ご審議の上、お認めいただきますよう
よろしくお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに
ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号 地方教育行政への国や首長の関与を強化する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の「改正」に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 発議第5号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 発議第5号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 発議第5号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月16日提出。

提出者 立科町議会社会文教観光常任委員会委員長土屋春江。

国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

文部科学省は2012年9月に、平成25年度から5ヶ年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする「新たな教職員定数改善計画案」を策定した。しかし、政府は平成25年度の実施を見送ることとした。平成26年度予算において、少人数学級推進のための予算は措置されなかったばかりか、各都道府県独自で少人数学級推進に利用されている指導方法工夫改善加配も400人削減するものとなっており、少人数学級推進は大きく後退することとなってしまった。

すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するために、少人数学級の実現は欠かすことができない。

少人数学級は、生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かい指導が可能になることから、山積する教育課題の解決や、教職員の負担軽減を図る上で効果的である。

長野県では、平成25年度30人規模学級（35人基準）を中学校3年生まで拡大し、これで小・中学校全学年において35人学級が実施されることとなった。しかし、平成23年に改正された義務標準法では、学級定員が小学校1年は35人であるが小学校2年生以降は40人のままであるため、必要な専科教員が配置されなかったり、少人数学級実施にともなう増える教員を臨時的任用教員で配置することから、学校現場に臨任の教員が大幅に増えたりしている状況である。

少人数学級の推進は、我が国の義務教育水準の維持向上を図る上で重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実施する必要がある。義務標準法改正により小・中学校の全学年で35人以下学級を速やかに実現するよう強く要望する。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においても、ゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級が解消するよう学級定員を引き下げることが大切であると考える。

そのためにも、GDP比で大変低い水準にある教育費の割合をOECDの平均並みに引き上げることが必要である。豊かな教育をすすめるため、以下の点を強く要請する。

記

1. 国の責任において35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、必要な教育条件整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。
2. 国の複式学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成26年6月16日、長野県立科町議会議長滝沢寿美雄。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛て。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

ただいま局長の朗読のとおりでございます。ご審議の上、よろしくお認めいただきますようお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 発議第6号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第23 発議第6号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 発議第6号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について。

立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

平成26年6月16日提出。

提出者 立科町議会社会文教観光常任委員会委員長土屋春江。

「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところである。しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由とし、これまで次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が

懸念される事態にすらなっている。

そこで、平成27年度予算編成においては、義務教育費の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう要望する。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出する。

平成26年6月16日、長野県立科町議会議長滝沢寿美雄。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てです。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 本案について、提出者の説明を求めます。4番、土屋春江君。

〈4番 土屋 春江君 登壇〉

4番（土屋春江君） 4番、土屋です。

ただいま局長の朗読のとおりでございます。ご審議の上、よろしくお認めいただきますようお願いいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議第7号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 発議第7号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成26年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、議員控室において議会の全員協議会を開催しますので、集合を願います。

（午後3時20分 閉会）